

確定給付企業年金の改善の現状について

確定給付企業年金の改善の現状について

□ 第17回企業年金部会で議題とした、

- ・ 将来の財政悪化を想定した、計画的な掛金拠出を可能とする「リスク対応掛金」の仕組み
- ・ 運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合う仕組みである「リスク分担型DB」

の導入に向けた進捗状況は以下のとおり。

<厚生労働省>

「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等」について、パブリックコメント（意見募集）を実施している。

意見募集期間：5月27日（金） ～ 6月26日（日）

※ 現在、政省令のみ意見募集を行っているが、告示及び通知についても、追って意見募集を行う予定。

※ リスク分担型DBの名称については、省令案では「リスク分担型企業年金」としている。

<企業会計基準委員会>

「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の公開草案が企業会計基準委員会のウェブサイトで公開され、意見募集が行われている。

意見募集期間：6月2日（木） ～ 8月2日（火）

リスク分担型企業年金の会計処理に関する論点

- リスク分担型企業年金に係る会計処理について、公開草案では、企業が追加拠出義務を実質的に負っていないのであれば、会計上DCに分類され、制度導入時にリスク対応掛金相当額を負債として計上する必要はないこととされている。
- ただし、従来型DBからリスク分担型企業年金へ移行する時に特別掛金相当額が存在する場合には、当該特別掛金相当額を負債として計上することとされている。

主な論点	公開草案での対応
<p>リスク分担型企業年金は会計上のDCに分類されるか。 すなわち、「一定の掛金を外部に積み立て」、「当該掛金以外に企業が追加的な掛金拠出義務を負わない」との要件を満たしているか。</p>	<p><u>リスク分担型企業年金は、財政状態に応じて、自動的に給付額が増減して財政の均衡が常に図られることによって、企業に追加の掛金拠出が要求されないことが想定されているため、基本的に、企業は追加的な拠出義務を負っていない。</u> また、<u>リスク分担型企業年金は、リスク対応掛金相当額の拠出方法があらかじめ定められ、また、各期のリスク対応掛金相当額が当該制度の導入時にあらかじめ規約に定められるため、一定の掛金を外部に積み立てているものと考えられる。</u> <u>したがって、リスク分担型企業年金は、企業が追加的拠出義務を実質的に負っていないのであれば、会計上のDCに分類される。</u></p>
<p>制度導入後に、規約の改訂(掛金の増加も含まれる)が行われた場合に、会計上のDCの要件に該当していると言えるか。</p>	<p><u>制度の導入後に新たな労使合意に基づく規約の改訂がなされた場合、リスク分担型企業年金が会計上のDCに分類されるかどうかを再判定する。</u></p>
<p>リスク対応掛金相当額の総額を負債計上するか。</p>	<p><u>リスク対応掛金相当額は、過去に発生した積立不足に対応するものとは性格が異なることや、負債計上した場合に得られる情報が必ずしも有用ではないこと等から、負債として計上しない。</u></p>
<p>従来型DBからリスク分担型企業年金に移行する時の会計処理をどうするか。</p>	<p>移行した部分に係る退職給付債務と移行した資産額の差額を特別損益として表示する。 ただし、リスク分担型企業年金に移行したときの掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額を未払金等として負債計上する。</p>
<p>リスク分担型企業年金が会計上のDCに分類される場合、何を注記するか。</p>	<p>会計上DCに分類されるリスク分担型企業年金を実施する場合、<u>制度の概要とリスク分担型企業年金に係る費用の額</u>を注記する。 また、<u>翌期以降に拠出するリスク対応掛金相当額とその拠出に関する残存年数</u>も注記する。</p>

(注) 企業会計基準委員会の公開草案を元に厚生労働省が分析・整理したもの

平成 28 年 6 月 2 日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 47 号 「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の公表

コメントの募集

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂 2015」に基づき実施される施策として、新たな確定給付企業年金の仕組みが平成 28 年度に導入される予定です。これを受けて、当委員会では、当該企業年金について、これまで公表されている会計基準等における取扱いを踏まえて、必要と考えられる会計処理等を明らかにすることを目的として審議を行い、今般、平成 28 年 5 月 31 日の第 337 回企業会計基準委員会において、以下の実務対応報告等の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので本日公表いたします。

- 実務対応報告公開草案第 47 号
「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下「実務対応報告公開草案第 47 号」という。）
- 企業会計基準公開草案第 58 号（企業会計基準第 26 号の改正案）
「退職給付に関する会計基準（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第 56 号（企業会計基準適用指針第 1 号の改正案）
「退職給付制度間の移行等に関する会計処理（案）」

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 28 年 8 月 2 日（火）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては、直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：taikyu2016@asb.or.jp
ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 範囲（実務対応報告公開草案第 47 号第 2 項）

本公開草案は、確定給付企業年金法に基づいて実施される年金制度のうち、給付の額の算定に関して、確定給付企業年金法施行規則第 25 条の 2 に定める調整率（積立金の額、掛金額の予想額の現価、通常予測給付額の現価及び財政悪化リスク相当額に応じて定まる数値）が規約に定められる企業年金制度（以下「リスク分担型企業年金」という。）の会計処理及び開示に適用する。

■ 会計処理（実務対応報告公開草案第 47 号第 3 項から第 10 項）

➤ 会計上の退職給付制度の分類

- (1) リスク分担型企業年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を實質的に負っていないものは、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」（以下「退職給付会計基準」という。）第 4 項に定める確定拠出制度に分類する。
- (2) 上記(1)以外のリスク分担型企業年金は、退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類する。

➤ 分類の再判定

退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金は、制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度、会計上の退職給付制度の分類の(1)及び(2)（上記参照）に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定する。当該分類の再判定にあたっては、会計上の退職給付制度の分類の(1)の「制度の導入時の規約」を「直近の規約の改訂時における改訂後の規約」と読み替える。

➤ 会計処理

退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額（移行時に未払金等を計上した特別掛金相当額を除く。）を、各期において費用として処理する。

質問 1

リスク分担型企業年金の会計上の退職給付制度の分類、分類の再判定及び会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

➤ 退職給付制度間の移行に関する取扱い

退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当する。

この場合、次の会計処理を行う。

- (1) リスク分担型企業年金への移行の時点で、移行した部分に係る退職給付債務と、その減少分相当額に係るリスク分担型企業年金に移行した資産の額との差額を、損益として認識する。移行した部分に係る退職給付債務は、移行前の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務と、移行後の計算基礎に基づいて数理計算した退職給付債務との差額として算定する。
- (2) 移行した部分に係る未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異は、損益として認識する。移行した部分に係る金額は、移行した時点における退職給付債務の比率その他合理的な方法により算定する。
- (3) 上記(1)及び(2)で認識される損益の算定において、退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金への移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上する。
- (4) 上記(1)から(3)で認識される損益は、原則として、特別損益に純額で表示する。

質問 2

退職給付会計基準第 5 項に定める確定給付制度に分類される退職給付制度から退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当するという提案に同意しますか（退職給付制度の終了として、移行の時点で規約に定める各期の掛金に特別掛金相当額が含まれる場合、当該特別掛金相当額の総額を未払金等として計上するため、当該特別掛金相当額の総額が移行前の退職給付に係る負債を上回る場合は、移行時に当該超過分に係る損失が生じることとなります。）。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 開示（実務対応報告公開草案第 47 号第 11 項及び第 12 項）

退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金については、次の事項を注記する。

- (1) 企業の採用するリスク分担型企業年金の概要
- (2) リスク分担型企業年金に係る退職給付費用の額
- (3) 翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数

質問 3

退職給付会計基準第 4 項に定める確定拠出制度に分類されるリスク分担型企業年金の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

■ 適用時期（実務対応報告公開草案第 47 号第 13 項）

本実務対応報告は、公表日以後適用する。

質問 4

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。